

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

あおり運転の厳罰化

今国会で、あおり運転を「妨害運転罪」として規定し罰則を設けた改正道路交通法と、妨害目的で停車する行為なども危険運転に加える改正自動車運転処罰法が成立。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

6/ 8(月) 友引
9(火) 先負
10(水) 仏滅 源泉所得税・住民税特別徴収額の納期、入梅
11(木) 大安
12(金) 赤口
13(土) 先勝
14(日) 友引

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
6/ 1(月)	22,062 △184	107.52 ▼0.32
2(火)	22,326 △264	107.78 ▼0.26
3(水)	22,614 △288	108.74 ▼0.96
4(木)	22,696 △82	109.06 ▼0.32
5(金)	22,864 △168	109.37 ▼0.31

来月10日施行、自筆証書遺言書保管制度

◆法務局で自筆証書遺言書の保管が可能に

民法の相続に関するルールを大幅に見直した相続法の改正は、①自筆証書遺言の方式緩和（平成31年1月13日施行）、②預貯金の払戻し制度、遺留分制度の見直し、特別の寄与の制度など（令和元年7月1日施行）、③配偶者居住権の創設など（令和2年4月1日施行）と段階的に施行されています。

また、相続法の改正とともに成立した遺言書保管法が本年7月10日から施行となり、法務局において自筆証書遺言書を保管する制度が開始されます。

自筆証書遺言は現状、自宅で保管するケースが多いことから、紛失や亡失、相続人による遺言書の廃棄、隠匿、改ざんのおそれがあるなどの問題がありますが、法務局に自筆証書遺言を預けることが可能になり、保管された遺言書は家庭裁判所の「検認」が不要となります。

◆遺言者と相続人等が行う主な手続き

遺言書の保管は全国の法務局で取り扱われ、遺言者の住所地や本籍地、又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局に対して申請できます。なお、遺言者が亡くなる前に本人以外が保管した遺言書の閲覧等を行うことはできません。

遺言者が亡くなった場合、相続人等は法務局に遺言書保管事実証明書の交付を請求することで遺言書が保管されているかを確認することができ、保管された遺言書がある場合は、閲覧請求等ができます。閲覧等が行われた場合は、その方以外の相続人等に対して遺言書が保管されている旨が通知されます。

なお、保管の申請や閲覧請求などは手数料がかかります。全ての手続きに予約が必要となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201521

特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税

緊急経済対策における税制上の措置では、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対して、公的貸付機関等（地方公共団体、政府系金融機関等）又は民間金融機関が特別に有利な条件で行う金銭の貸付けについて、「消費貸借契約書」の印紙税が非課税となる措置が設けられました（令和3年1月31日までに作成されるものに適用）。

既に該当する消費貸借契約書の印紙税を納付している場合には、税務署に過誤納確認申請を行うことで印紙税額に相当する金額の還付が受けられます。その際、申請書の提出とともに契約書等（原本）の提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類（原本）の提出が必要となります。

感染防止とともに行う熱中症予防のポイント

新型コロナに伴い、マスクの着用や3密を避ける等を実践することが求められる中での、熱中症予防行動の留意点が取りまとめられています。

ポイントは、①屋外で人と十分な距離が確保できる場合には、マスクをはずすようにする、②マスク着用時は負荷のかかる作業や運動を避け、人との距離を十分にとった上で適宜マスクをはずして休憩する、③冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整する、などです。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

本年7月10日に開始される「法務局における自筆証書遺言の保管制度」

◆自筆証書遺言と公正証書遺言

遺言の方式には、主に自筆証書遺言と公正証書遺言があります。自筆証書遺言は自書さえできれば本人のみでいつでも作成することができ、手軽で自由度の高い制度ですが、内容に不備があることで問題になるケースもあります。なお、相続法改正により、自筆証書遺言を作成する際、相続財産の全部又は一部の目録（財産目録）を添付する場合は、その財産目録については自書しなくてもよいことになりました。

一方、公正証書遺言は、公証人の関与の下で、2人以上の証人が立ち会うなど厳格な方式に従って作成され、公証人が原本を厳重に保管する信頼性の高い制度です。遺言の内容について公証人の助言を受けながら遺言を作成できますが、財産の価額に応じた手数料がかかります。

◆自筆証書遺言に係る保管制度の概要

現状、自筆証書による遺言書は自宅で保管されることが多く、紛失や亡失のおそれや、遺言者が死亡後に発見されないことや、相続人等により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんのおそれがあるなどの問題がありました。こうした問題によって相続をめぐる紛争が生じることを防止し、自筆証書遺言をより利用しやすくするため、法務局で自筆証書遺言を保管する制度が創設されます。

◎遺言書の保管の申請

保管の申請の対象となるのは、自筆証書遺言に係る遺言書で、省令で定められた様式に従って作成されたものでなければなりません。

本制度は、全国の法務局（遺言書保管所：312 か所）で取り扱われ、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所に保管の申請ができます。

遺言書の保管の申請手続きは、遺言者本人が遺言書保管所で行う必要があります。

※保管の際、遺言書保管官として指定された法務事務官が、遺言の内容について相談に応じることはありません。また、本制度は保管された遺言書の有効性を保証するものではありません。

◎遺言者による遺言書の閲覧、保管の申請の撤回

保管の申請がされた遺言書については、遺言書保管官が遺言書保管所において原本を保管するとともに、その画像情報等の遺言書に係る情報を管理することとなります。

遺言者は、保管されている遺言書について、閲覧の請求や遺言書の保管の申請を撤回することができます。保管の申請が撤回されると、遺言者に遺言書を返還し遺言書に係る情報を消去します。

なお、遺言者の生存中は、遺言者以外の方は、遺言書の閲覧等を行うことはできません。

◎遺言書の保管の有無の照会

遺言者の死亡後、相続人等は遺言書保管事実証明書の交付を請求し、自己（請求者）が相続人や受遺者等となっている遺言書が遺言書保管所に保管されているかどうかを確認することができます。

交付の請求は、全国のどの遺言書保管所でもできます。

◎相続人等による証明書の交付請求や閲覧請求

遺言書が保管されている場合、相続人等は遺言書の内容の証明書（遺言書情報証明書）の交付請求や、遺言書の閲覧請求をすることができます。閲覧方法は、モニターによる遺言書の画像等の閲覧、又は遺言書の原本の閲覧となります。

遺言書情報証明書の交付請求やモニターによる閲覧請求は全国どの遺言書保管所でもできます。遺言書原本の閲覧請求は保管されている遺言書保管所でのみ可能です。

なお、相続人等が遺言書情報証明書の交付又は遺言書の閲覧をした場合は、遺言書保管官はその者以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨を通知します。

◎遺言書の検認の適用除外

遺言書保管所に保管されている遺言書については、遺言書の検認の規定は、適用されません。

◎手続きの予約制について

本制度は、遺言書の保管の申請、閲覧の請求等の遺言書保管所で行う全ての手続きについて予約が必要となります。予約の方法は、法務局手続案内予約サービスの専用HPや、手続きを行う予定の法務局（遺言書保管所）への電話又は窓口における予約となります。

※令和2年7月1日から予約を開始予定

◎申請等における手数料

遺言書の保管の申請：1通につき3,900円、遺言書の閲覧請求：1回につきモニター1,400円・原本1,700円、遺言書情報証明書の交付請求：1通につき1,400円、遺言書保管事実証明書の交付請求：1通につき800円、の手数料を納める必要があります。